

全日本マーチングコンテスト宮城県大会 実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「第〇〇回全日本マーチングコンテスト宮城県大会」と称する。

(実 施)

第2条 全日本マーチングコンテスト宮城県大会(以下、県大会)は、中学校、高等学校、大学、職場・一般部門に加盟する団体が参加して、毎年実施する。

(各地区大会)

第3条 各地区大会は行わず、県大会を開催する。

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、宮城県吹奏楽連盟役員会(以下、役員会)で決める。

2 理事会は、毎年3月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

第2章 実施部門および参加資格

(実施部門)

第5条 実施部門は「中学校の部」「高等学校以上の部」「ビギナーの部」とする。「ビギナーの部」は「中学校の部」「高等学校以上の部」への導入段階として東北吹奏楽連盟が独自に設定している部門である。

(参加資格)

第6条 参加資格は、宮城県吹奏楽連盟(以下、県吹連)に登録された団体で次の通りとする。

(1) 中学校

団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童、小中一貫校の小学生の参加は認める。)

(2) 高等学校

団体構成メンバーは、同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒、中高一貫校の中学生の参加は認める。)

(3) 大学

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。但し、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(4) 職場

団体の構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第2項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

(5) 一般

団体の構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第2項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して参加することは、認めない。

第3章 演奏演技

(参加人員)

第7条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人

数に含まない。

2 指揮者は置いてもよい。

(演奏方法)

第8条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度の全日本吹奏楽連盟が決定したものとす。ただし、ビギナーの部は任意の2つの規定課題を行うものとする。

(編成)

第9条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。

2 電子楽器 (エレキベースを含む)、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。また、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

3 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

(演奏時間)

第10条 演奏時間は6分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。演奏時間を超過した場合は、審査の対象としない。ただし、ビギナーの部の演奏時間は5分以内とする。

(演奏曲目)

第11条 演奏曲目は、自由とする。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

(演奏順序)

第13条 演奏順序と部門順序は県吹連事務局において決定する。

第4章 審査・表彰・代表

(審査員)

第14条 審査員は、役員会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める「マーチングコンテスト宮城県大会審査内規」による。

(規定審判員)

第15条 規定課題を判定する規定審判員を2名おく。

2 規定審判員は県連盟役員が行う。

3 減点の基準については、「マーチングコンテスト宮城県大会審査内規」による。

(表彰)

第16条 表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 県代表団体にトロフィーを贈る。

(代表団体数)

第17条 参加団体の中から全日本小学生バンドフェスティバル宮城県大会と合わせて7団体を推薦する。ただし、小学生バンドフェスティバルの代表数は最大4団体までとする。

2 県代表7団体の他に、ビギナーの部に参加した団体は、県大会で演奏した後に東北大会に参加できることとする。

3 2年連続してビギナーの部で東北大会に出場した団体は、次年度ビギナーの

部に参加できない。

第5章 その他

(参加費用)

第18条 参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

(共催・後援・協賛)

第19条 県大会実施にあたって役員会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第20条 県大会実行委員には、県吹連役員が中心となってあたる。

(実施要項)

第21条 その他の開催上の細目については、常任理事会が定める。

(改定)

第22条 この規定は、総会の議決により改定することができる。

附則

この規定は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。

この規定は、平成30年4月14日より改正実施する。

この規定は、令和2年4月11日より改正実施する。

この規定は、令和3年4月29日より改正実施する。

マーチングコンテスト宮城県大会 審査内規

第1条 この内規は、マーチングコンテスト宮城県大会実施規定第14条・第15条に基づき審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は、「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」4項目について5段階で評価する。

第3条 規定課題に反した場合の減点については、以下のように扱うものとする。

1 課題について、総合得点から10点を減点する。

第4条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第5条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：

4：3を目安とする。また、県代表選出方法は、次の通りとする。

① 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。

② ①で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第6条 第5条による結果は、会長が賞と代表を承認・決定する。

第7条 審査票と審査一覧表は、出演団体に渡す。

第8条 この内規は、総会の議決により改定することができる。

附則

この内規は、平成28年4月16日より実施する。

この内規は、平成30年4月14日より改正実施する。